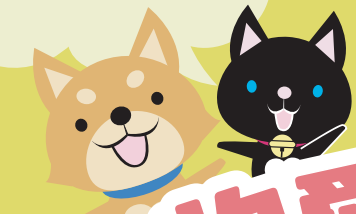


京都市

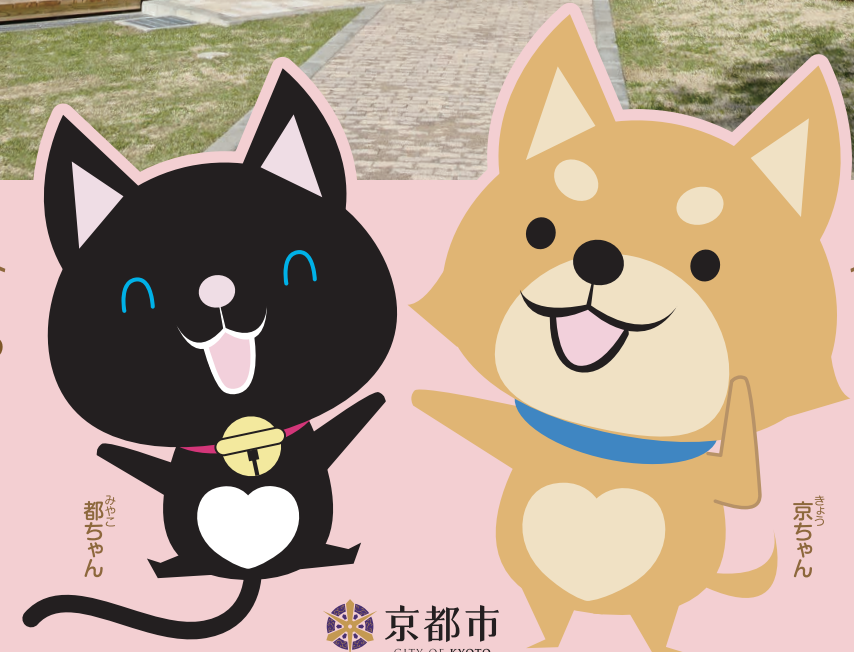


人と動物が共生できる

動物愛護事業推進基金のご案内

ふるさと納税
寄附金として
税控除が受け
られます

京都市では、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、「人と動物が共生できる、おいしいのある豊かな社会」の実現を目的として、平成 27 年度に「京都動物愛護センター（愛称：動物愛ランド・京都）」を開設しました。当センターを拠点とした動物愛護事業を進めるため、「京都市動物愛護事業推進基金」へのご協力をお願いします。



皆様から頂いた寄附を
愛護センター建設費用の
一部に充てさせて
いただいたニャン！

今後は、
この愛護センターを
中心とした
動物愛護事業の充実に
活用させていただくワン！

京都市
CITY OF KYOTO

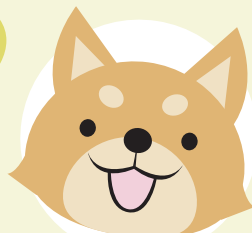
寄附の申込方法のご案内

① 寄附申出書 によるお申込み

このリーフレットに添付の用紙により、指定の金融機関にて寄附金をお振込みいただけます。



この
リーフレットの
用紙を使うワン！



② クレジットカード によるお申込み

インターネットを通じたクレジットカード決済により、お手続きいただけます。
※JCB,VISA,MasterCard がご利用いただけます。

京都市医療衛生企画課ホームページ内の
寄附申込専用ページにアクセスしてください。

京都市動物愛護事業推進基金 検索

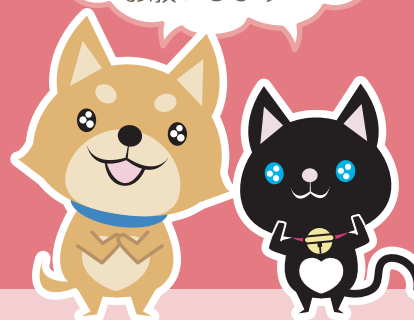
または こちらの
QRコードから！



スマートフォン
などから
簡単に手続きできる
ニャン！



皆様の
ご理解とご協力を
お願いします！



ふるさと納税寄附金として、確定申告等により、
所得税及び住民税の
寄附金控除が受けられます。

※詳細については
総務省ホームページをご覧ください。

総務省 ふるさと納税

検索

《京都市 動物愛護事業推進基金のお申込・お問合せ先》

TEL 075-222-4271

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 動物愛護担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階

e-mail eisei@city.kyoto.lg.jp



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収へ！

発行：令和7年6月
保健福祉局医療衛生企画課
京都市印刷物 第070696号

ご協力ありがとうございます。

・ご協力いただきました寄附金は、京都市動物愛護事業推進基金に積み立て、京都市が責任を持って管理し、基金及び基金から生じる果実は動物愛護事業の財源に充当いたします。

・この寄附金は、京都市に寄附されることになり、所得税法、地方税法の規定により、確定申告等によって所得（所得税）及び税額（個人住民税）から控除されます。また、法人税法の規定により損金算入することができます。

・給与所得者については、ご希望により、お住まいの市町村に対し、本市から寄附に関する情報を送付することとで、住民税等の優遇措置を受けることができます（ご自身での確定申告手続きが省略できます）。

この制度の利用を希望される場合は、裏面の「送付希望」にシ点を願います。

※ 年間で6以上の自治体に寄附されている場合は対象外（確定申告が必要）となります。

※ 「特例申請書」の提出が必要となります。「送付希望」にシ点を記入しただけでは、特例は適用されませんので、ご注意ください。

《注意》

確定申告の際には、この寄附金の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

